



土砂に埋まった道路 国道222号



傾いた標識 都北町

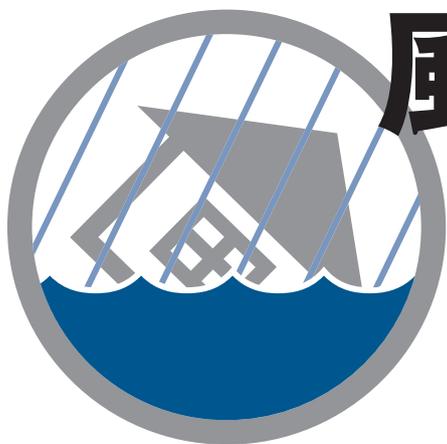


冠水した道路 乙房町

災害は

忘れたころに…

【写真】平成17年9月 台風14号による被害状況



風水害への備えは大丈夫ですか？

皆さんは、平成17年に襲来した台風14号の被害を今でも覚えていますか？豪雨や土石流によって道路が寸断され、加えて農作物にも甚大な被害を及ぼしました。この経験を忘れずに、テレビやラジオなどからの情報収集の方法や避難所などを再度確認して万全の体制を整えておきましょう。

◎問い合わせ 危機管理課 ☎23-2129

本市観測史上最大の総雨量

平成17年9月4日から6日にかけて襲来した台風14号は、市で観測史上最大の総雨量791mmを記録しました。県内では、死亡者数13人、全壊家屋1、104棟の甚大な被害をもたらしました。

これからの梅雨や台風のシーズンを前に、こうした災害から自分自身を守るためには、まずは、①災害の前兆を知ること②正確な情報を収集すること③早めの避難をすることが必要です。

一瞬ですべてを奪う土砂災害

がけ崩れや土石流、地滑りなどの土砂災害は、一瞬で人命や財産を奪います。土砂災害が発生する恐れがある個所では、いつ災害が起きるか分からず、工事をして強固なコンクリート壁などで対策していても、すべての土砂災害に耐え得るとは限りません。平成17年の台風14号では、県内の死亡者13人のうち11人が土砂災害の犠牲になっていました。土砂災害危険個所では、大雨や台風が接近したり、土砂災害が起きる前兆が見られたりした場合には、早めの避難が肝心です。

土砂災害の前触れ

人的被害を出さないためには、早めの避難が重要です。もし、自宅付近で裏山などに次のような前触れを見掛けた場合には、直ちに安全な場所へ避難して、市役所まで連絡してください。

土石流 山鳴りや立ち木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる。雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。川の水が急に濁り流木が混ざり始める。腐った土のにおいがする

がけ崩れ 地面にひび割れができる。沢や井戸の水が濁る。斜面から水が噴き出す

地滑り がけからの水が濁る。がけに亀裂が入る。小石がばらばらと落ちてくる

情報収集手段を再確認

台風の進路や規模、雨量などを事前にテレビやラジオなどから情報を得ることで早めの避難をすることができまます。ただし、風水害が起こる直前には、パニック状態に陥り、どこから情報を得るのか、どの場所に避難をするのかなど正しい情報を得ることが困難になります。日常生活の中で、ラジオ(76・4メガヘルツ)やケーブルテレビ(デジタル111、112チャンネル)、市や県のホームページや防災マップなどを確認することが大切です。

避難情報は三段階

本市では、風水害などの危険が迫ったときに、広報車やホーム

ページ、テレビ、ラジオなどで避難勧告や避難指示などをお知らせしています。このような避難情報が発令されたときには「これくらいなら大丈夫」「被害は出ないだろう」など、自己判断をせずに早めに避難しましょう。

避難準備情報(第一段階)

豪雨や台風が接近し危険な状態が予測される場合に発令します。この際「貴重品や飲食物を準備して、早めの避難をしてください」などの内容をお知らせします。避難に時間を要する高齢者などの災害時要援護者は避難を始めましょう

避難勧告(第二段階)

土石流などの発生が予測される場合に発令します。この際「危険な状態になる恐れがあります。速やかに避難をしてください」などの内容をお知らせします。避難勧告が発令された地域の人は、指定された避難所へすぐに避難をしましょう

避難指示(第三段階)

さらに危険が切迫した場合に発令します。この際「危険です。直ちに避難をしてください」などの内容をお知らせします。もし、指定された避難所へ避難する余裕がなければ、近隣の安全な場所へ避難するなど自分の命を守る行動を取ってください

県防災・防犯情報メールサービス

宮崎県では、気象情報や避難勧告・指示の発令状況などの各種防災情報および防犯情報などをメールで知らせるシステムを運用しています。ぜひ、この機会に登録をお願いします。

登録方法は、携帯電話またはパソコンから宮崎県防災・防犯情報メールサービス(アドレス <http://www.fastalarm.jp/miyazaki/>)に直接アクセスするか、下図のQRコードをバーコードリーダーで読み取ってアクセスしてください。

※免責事項に留意の上、登録をお願いします

◎問い合わせ
県危機管理課
☎0985-26-7066
市危機管理課
☎23-2129



災害時の問い合わせ

災害全般に関すること 自主避難に関する相談 災害救助資金融資制度	
危機管理課	☎23-2129
避難所に関すること	
生活文化課	☎23-7180
災害時要援護者	
福祉課	☎23-2980
保護課	☎23-2764
道路交通情報(通行止めなど) 財道路交通情報センター	☎0985-25-2000
災害見舞金に関すること	
福祉課	☎23-2980
水道(断水など)に関すること	
水道局	☎23-4510
ごみ回収に関すること	
環境業務課	☎24-5560
浸水家屋の消毒に関すること	
環境政策課	☎23-2130
道路被害に関すること	
都市計画課	☎23-2762
維持管理課	☎23-2752
停電に関すること	
(株)九州電力都城営業所	☎0120-986-705
罹災証明に関すること	
危機管理課	☎23-2129
各総合支所総務課	

5月27日(予定)
スタート

気象警報や注意報などが 市町村別に発表されます

気象庁では、大雨などの警戒の種類や対象地区を分かりやすいように、5月27日から気象警報や注意報を市町村別に発表する予定です。

例えば、今までは都城市と他市町を含んだ「都城地方」として警報や注意報が発表されていましたが、今回からは「都城市」として発表されます。

また、特に警戒が必要な災害名を「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」のように警報名と合わせてお知らせします。

なお、詳しい内容は、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイトに掲載予定ですので、ご覧ください。

◎気象庁ホームページアドレス
<http://www.jma.go.jp/>

◎国土交通省防災情報提供センター

携帯電話サイト
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/index.html>



現在

県内を8つの地区に分けて発表

5月27日(予定)

必要な市町村を対象に発表



◎インタビュー

私たちが消防団は 市民の生命・財産を守ります

火災の消火活動だけでなく、風水害や地震などの大規模災害時の警戒や救助活動を行う都城市消防団。

今回は、平成17年の台風14号の経験談と災害に対する心掛けを鍛屋辰年さんに聞きました。

早めの呼び掛け、早めの避難

あの台風の時、いつもより早めに高崎町役場に消防団の災害本部を設置し、一人暮らしの高齢者宅を中心に避難を呼び掛けました。

いよいよ雨や風が強くなり、河川の巡回活動を行うと、川幅が広い大淀川が海のようになっていました。「これは、大きな災害になる。もう一度、一軒一軒を回って避難の呼びかけを」

自宅は妻にまかせて 地域のために 活動しています

鍛屋辰年さん
(高崎消防団 団長)



と団員に指示を行いました。案の定、浸水被害やがけ崩れが普段の2倍以上発生し、多くの農畜産物に被害がありました。が、早めの呼び掛けで死者が一人も出なかったことは幸いでした。

「まさか」の自己判断は厳禁

私たち消防団は、災害が起きる前に避難を呼びかけることはできませんが、日没後の暗い時間や災害が起きてからの救助活動には限りがあります。「まさか災害は起きないだろう」などと自己判断せず早めの避難をして災害が起きなかったときには「何も被害がなくてよかった」という気持ちを持ってもらいたいですね。

■ 都城市の指定避難所「一次避難所」

施設の名称	所在地	連絡先
中央公民館	姫城町7-8	24-5969
総合社会福祉センター	松元町4-17	25-2123
小松原地区公民館	大王町29-6	24-1900
東小学校	上東町11-20	22-3481
祝吉地区公民館	郡元一丁目1-4	23-2890
水道局	下川東三丁目3235	23-4510
早水公園体育文化センター	早水町3867	24-6454
五十市地区公民館	南鷹尾町29-5	23-2184
長寿館	鷹尾三丁目4523-2	26-0114
横市地区公民館	南横市町3925-3	25-2257
勤労身体障害者 教養文化体育施設	都原町3369	25-2018
沖水地区公民館	太郎坊町1839-1	38-1033
志和池地区公民館	上水流町1536	36-0519
乙房小学校	乙房町1707	37-0706
庄内地区公民館	庄内町12692	37-0888
吉之元小学校	吉之元町4518	33-1800
高野営農研修館	高野町3013-3	-
旧夏尾保育・児童館	夏尾町5430-2	-
梅北小学校	梅北町4687	39-4195
中郷地区市民交流センター	安久町6623	39-0121
永野営農研修館	山之口町山之口1539-4	-
山之口多目的研修センター	山之口町山之口3261-3	57-3377
山之口勤労福祉センター	山之口町花木1934-1	57-3111
高城原ふれあいスポーツ館	高城町大井手2025-1	58-5740
高城勤労青少年ホーム	高城町桜木1962	58-4887
高城老人福祉館	高城町穂満坊303-2	58-3279
高城運動公園総合体育館	高城町穂満坊2492	58-5514
石山体育センター	高城町石山1109-3	58-5511
高城農村環境改善センター	高城町有水2986-1	59-9955
高城多目的研修集会施設	高城町四家1131-3	55-1144
山田総合福祉センター (けねじゅ苑)	山田町山田4319-2	64-2200
縄瀬地区活性化センター	高崎町縄瀬1823-3	62-0319
笛水児童館	高崎町笛水949-3	62-0539
高崎福祉保健センター	高崎町大牟田1340-3	62-4411

※一次避難所は、台風など段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所です

ルールを守った 避難所生活を

避難所に避難した際は、次のルールを守り、より良い避難生活を送れるようお互いに協力しましょう。

1 避難者情報の登録

避難者の情報を家族単位で登録する必要があります。そのため、避難者カードに氏名、住所、生年月日などを記入してください。

2 避難所運営への協力

避難所は、地域の人と一緒に利用する防災拠点です。避難生活が長期になる場合には、配食の順番など避難所運営に協力してください。

3 事務室などは使用できません

事務室や調理室など、避難者全員のために必要となる部屋などは、

個人的に使用はできません。

4 食料や物資の配給

食料や生活物資の配給は、次のとおり行います。

【風水害の場合】

● 一時的な避難の場合（1晩程度）

は、自分で食料（3食分程度）や毛布、タオルを持参ください

● 避難生活が長期になる場合（2晩以上）は、必要に応じて非常食や物資を市が準備します

※避難勧告・避難指示が発令された地区については、必要に応じて準備します

【地震・火山災害の場合】

● 生活物資は避難している家族ごとに配給します。なお、全員に配給できる準備が整うまでは配給しません

5 ペットなどの持ち込みは禁止

犬や猫などの動物類を室内に持ち込むことは禁止します。知人やペットホテルなどに預けるなどの対応をお願いします。

6 飲酒や喫煙の制限

所定の場所以外での飲酒や喫煙は禁止します。また火災防止のため、たき火も厳禁です。